

下水道使用料等（使用料・督促状・充当通知）にかかる

不服申立て（審査請求）について

- (1) この決定に不服があるときは、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に尼崎市公営企業管理者に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定又は前記の審査請求に対する裁決に不服があるときは、原則として、その裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に尼崎市を被告として（尼崎市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、決定又は裁決の取消訴訟を提起することができます。
- (3) この決定の取消訴訟は、(1)の審査請求に対する裁決を経た後のみ提起することができますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②この決定の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、裁決を経ないでも、この決定の取消訴訟を提起することができます。

※ 各期間内であっても、(1)、(3)については、決定があった日から起算して1年、(2)については裁決があった日から起算して1年を経過すると、(1)については審査請求を、(2)、(3)については取消訴訟を提起することができなくなります。